

時事新報

第三千八百八十八號
明治廿四年七月廿三日 本曜日
舊曆辛卯六月十八日 (庚戌)
日出版四時四十分
月出版六時三十分
半年出版三十三元
一年出版六十四元
西曆一千八百九十一年

要本行ノ金額第二種備金ヨリ支出ノ儀農商務大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月十五日勅裁ヲ得タリ
明治廿四年 大藏大臣伯耆松方正義
七月廿二日
○東京府告示第六十九號
免本官 東京府知事 正五位 富田鐵之助
任東京府知事 富田鐵之助
右昨二十一日宣下
明治廿四年七月廿二日 東京府知事 富田鐵之助

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價運送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一年前金六圓〇月報日休刊
○時事新報社より直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ運送料ノ申受ク
時事新報廣告料(前定)

本社(寄稿)付
一行五活字廿四字詰 一日限 六日限 七日以上
行 一付 十三錢 十一錢 十錢五厘

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を撰述するより各社同一の記事を掲ぐるのみ専ららず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

時事新報

對外思想

日本が開國の國是を決してより爰に殆んど半世紀、日尙は淺しと云ふ可らず而して我が朝野の嚮ふ所を見れば唯内部の少經營に操々として外に對して國を立つるの長計を講ずる者甚だ稀なるが如し開國の國是を定めて開國後に處するの方法を盡さずば寧ろ初めより國を開かざるの優れるに如かず人の言に日本の國を開きたるは當時國を開くを以て得策なりと認めたるが故にあらす世界の大方より促し來りて止むを得ず實際を約したるのみと云ふものあり此言或は然らん我開國は實に人力を以て防ぎ可らざるの大勢に餘儀なくせられたる事ならんか今日之如く開國の名ありて開國の實効あらざるは諸外國は益々富強を加へ吾は益々貧弱に陥りて大勢の傾く所その極度を云へば遂には國を亡ぼすの否運に近づくのみと云ふを期す可らず我開國果して世界の大方に促されたるものありとすれば其亡國も亦大勢に促さる可きものありと覺悟せざる可らず左れば開國の後に處するの方法を盡すと云ふは是らば即ち國を亡ぼすと云ふに等しと云ふは禍福二途の分る所にして今日謂れも亦開國を憾むが如きは國を開いて坐して國の亡ぶるを待つ者と云ふ可きのみ我輩の大に取らざる所にして又國是の許さざる所なり抑も我開國論は王政維新に至りて更に端緒を改め當時の國論に我大日本國は東洋の孤島に雄伏せしめて將に世界の大局に雄飛す可きものなりと議論ふに一定して爾來二十四年の久しき會て其方針を變じたるも亦なきに今日の實際を見れば世間往々唯内あるを知りて外あるを知らざる者多しと云ふ心を慮ふして之を眺むれば既に不可思議なる其上に尙は一步を進め近來は泰西崇拜の反對に鎖國論を再演せんとする者さへあるが如し奇な

りと云ふ可し新開國の新民が習々風をふして泰西を崇拜し法律制度より衣服飲食に至るまで一切歐米に模倣せんふとを勉れば他の一方に於ては之を自して日本を洋化するものどかし鎖國的の論鋒を以て攻撃已まず雙方共に外あるを知るが如くにして未だ全く之を知らざるもの歟、法律以下の諸件を改革したればとて單に内國の文物を飾るの小策に止まりて更に外に對するの針路を講ずるに非ざれば改革も亦唯國民の煩を爲すのみ又彼の保守論者が漫に外人の侮を怒るのみにして其侮を防ぐの實手段に至りて漠然たるが如き小天地の藩籬を越えたるに過ぎず然るに方今世界の大方は各國互に各利を海外に求め互に自家の生存を競ふの時節にして此時節に當り獨り内部の裝飾に心をを用ひて自から得たるも誰れか之を憚り之を敬する者あらんや况んや世間知らずの薩摩慶を演ずるに於てを他の侮を怒りて益々侮を招くに足る可きのみ我朝情を人身に喻ふれば胃病を病む者の如し其消化器を損したるは常に一室に閉籠りて戶外に運動せざりしが故かれば之を治療するの第一は身體運動の外なければ胃腸家の常態として心身の活動を欠き唯徒に内服の藥に依頼せんとして却て運動を怠り爲めに服藥も効を奏せずして次第に益々體力を弱くし百計みしに盡して運動を思ひ立つるも雖も時や既に晩し醫に運動を制止せられて一日に疲衰へ自滅に非ざれば微々たる輕症にも猶は覺れて起さざるに至る者多し我國人の内事に拘泥するの情は恰も此胃腸家の藥用の如くにして其對外的運動を務めざるは戶外の運動を怠ると同職されば前途の成行は實に關心せざらんや欲するも得可らず今試に世人が外事に無頓着なる其適例を示さんか曩に國會が節減したる政費の剩餘金六百五十萬圓の費途に付ては諸方の注文紛々として二十餘目の多きに達したれども其注文は悉く國內の經營に屬するもののみにして之を以て航海業獎勵金の資金に充つべしと論じたるは日本國中唯時事新報あるのみ航海獎勵の事果して不可なりとせし請ふ其説を開かん我輩も亦信する所を述べて講究を怠らざるべしと雖も之を駁せず又之を贊せざるは唯その事の對外を主とするが故に論の如何に拘はらず一概に論じ去りて復た可否を容れざるものからんのみ事態率ね此の如し之を以て泰西に模倣し之を以て國粹を煥發せんと欲すも木に綴りて魚を求むる者ど何ぞ擇ばん日本今日の急務は先づ對外的思想を發揚するより急かるはまじし然らざれば是れ自から危くするの道なり (以下次號)

○第二種備金支出
明治二十四年度第二種備金支出
第三回
一金二萬千六百三十圓 地質調査所分析室再設費本年六月一日農商務省地質調査所構内分析室一棟及付屬器具器械等焼失シタルニヨリ之カ新築及新調ノ費用ヲ
要本行ノ金額第二種備金ヨリ支出ノ儀農商務大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月十五日勅裁ヲ得タリ
明治廿四年 大藏大臣伯耆松方正義
七月廿二日
○東京府告示第六十九號
免本官 東京府知事 正五位 富田鐵之助
任東京府知事 富田鐵之助
右昨二十一日宣下
明治廿四年七月廿二日 東京府知事 富田鐵之助
○現内閣は地租の輕減を望まず 地價修正委員東尾平太郎氏は過般來地價修正事件に就て各大臣を勸ひ其意見を叩きたるに松方總理大臣を始めとし各大臣も此上地租の輕減を行ふは飽く迄不同意を唱へ現に我地租の歐米諸國に比して重きは云ふ迄もさきとされども今速に之を輕減すれば亦かゝ容易ならざる關係を惹起し政治機關の運轉にも大影響を及ぼすに至るものと覺えざるを以て政府が之を一の議案として議會に提出すふとは到底出来べき沙汰ならざれども若し議會に發して之を可決するに至らば政府は地租五厘減より地價修正の方に同意するからんと語りたりとあり
○海軍擴張に六百萬圓を望ませ 第一期の議會に於て政府の經費を節減したる六百萬圓に就ては官民共に其費途に關して種々の望を呈し或は海軍擴張に使用するを目前の形勢上得策からんとの意見を抱き之を樺山大臣に語りたる者あるに大臣は曰く近頃右の金額を以て海防費に投じ又は軍艦製造に使用すべしとの説あれども予は之を我海軍擴張上に投せんとは毫も望む處にあらす何んぞなれば今右の金額を悉皆海軍に貸ひ受けたりとも軍艦を製造すれば僅々一二隻を増すに過ぎず又之を水雷艦に仕向ければ其完備を得んも他の事之と約合ふて進めば何の益も亦かるべし兼て我海軍省は公言したるが如く茲に十二萬噸の軍艦を備へざれば外國に對し防衛の準備を全ふし能はざるが故に飽く迄其目的を貫かんことを希望する處なり若し今後年々政府が六百萬圓を餘すとし之を十箇年間海軍擴張費に充るの決心を生じたらんには我海軍萬歳を稱すべけれども唯一時の六百萬圓は固より望む處にあらす地べたりと云ふ
○清國軍艦に就て 清國北洋艦隊が先頃來橫濱へ碇泊中我貴國紳士の定遠號外諸艦を一覽したる者少しからざるが中にも或は其巨大なるに驚き其堅牢なるに驚き我々も斯る軍艦を備へざるべからざるの感觸を起したるものある由かれども或る軍人の右に就て評する處を聞くに夫の定遠號の如きは今日東洋に於て先づ珍貴な艦艦されども其實未だ軍艦の製造に關して尙ほ甚だ幼稚なる構造の遺物に於て製造したるものにして製造の不充分なるは云ふ迄も亦近來新式軍艦に比すれば遙かに劣る處あり殊に之を以て西洋諸國の軍艦に當らしむる能はずと云ふ次第は近年西洋にては大砲と云ふ軍艦と云ふ併ひ進んで現に甲鐵十五六インチ迄の軍艦は容易に打貫くことを得る三十八インチメートル巨砲あり左れば英佛等諸國に在て此の砲彈力の及ぶ能はざる十八インチの甲鐵艦を造りて之に對し一方に能はざる右の巨砲を備付たり然るに今支那軍艦は甲鐵十三インチにして之に擔敵したる砲門は三十一インチメ

官報

要本行ノ金額第二種備金ヨリ支出ノ儀農商務大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月十五日勅裁ヲ得タリ
明治廿四年 大藏大臣伯耆松方正義
七月廿二日
○東京府告示第六十九號
免本官 東京府知事 正五位 富田鐵之助
任東京府知事 富田鐵之助
右昨二十一日宣下
明治廿四年七月廿二日 東京府知事 富田鐵之助